



自転車も 飲酒運転 禁止です！



※自転車の飲酒運転は昔も今もこれからも絶対に禁止です！！

現在

令和6年11月1日から

- 酒酔い運転 車・自転車
(両方罰則あり)
- 酒気帯び運転 車：罰則あり
自転車：罰則なし

- 酒酔い運転
 - 酒気帯び運転
- 車・自転車
罰則あり

・酒気帯び運転とは、酩酊状態とはいかないものの、検査の結果体内に一定基準以上のアルコールを保有していた場合をいいます。



お酒を飲んだら、
自転車に乗らない！運転もさせない！
同乗者等も処罰の対象になります。

令和6年11月1日道路交通法の改正
自転車の危険な運転に罰則が整備されました。

○ 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金